

●3月19日『ミュージックの日』

平成3年に、日本音楽家ユニオンによって定められました。由来は「ミュ-（3）ジツク（19）」という語呂合わせです。

ミュージックの日は、「音楽の素晴らしさや楽しさを音楽家の立場から訴え、聴衆の人たちと共有したい」という音楽家たちの想いから創られました。今やインターネットなどから簡単に音楽を手に入れることができますが、生演奏で感じる臨場感や迫力は現場に足を運ばなくては味わえません。その音楽を創り出す側と受け取る側が感動を共有できるよう、ミュージックの日を制定したのです。

さて、この日を制定した「日本音楽家ユニオン」ですが、その名のとおり労働組合です。職業音楽家と音楽関連の労働者の個人が加盟でき、オーケストラの楽団員の待遇改善や著作権にかかわる運動も行なっています。音楽家の方々は芸能事務所などに所属しなければ個人事業主になるので、こういった団体があるのは心強いですね。

先ほども「インターネットで簡単に楽曲を入手できる」と言いましたが、私はまだお店でCDを買いたいと思っています。デジタルデータのほうが場所をとらないし、どこにいても購入できるといったメリットがありますが、CDショップで並んでいる楽曲を手にとって選ぶドキドキ感が何ともいえないのです。

3月19日には、全国各地でさまざまなイベントが行われています。制定された平成3年に開催された東京の日比谷公園小音楽堂でのジャズバンド公演を皮切りに、北海道・東北・関東・中部・関西・中国・四国・九州・沖縄とそれぞれで各都市の交響楽団による演奏などで盛り上げています。このミュージックの日をきっかけに、普段オーケストラなどを聴かない人は興味を持ってみてはいかがでしょうか。

OTONA ぶらりゆらり大人の休日 DAYS! 角田

●無形文化遺産「和食」

先日、調理師学校の先生である友人と、その学校の卒業生が働いている和食のお店に行ってきました。

和食といえば、2013年12月4日にユネスコの無形文化遺産に登録されましたが、そもそも和食とはなにを指しているのか、改めて考えるとよく分かりません。料亭などで供される料理が一番に思い浮かびますが、それでも「本膳料理」「会席料理」「懐石料理」「精進料理」などの種類があります。私がお邪魔したお店は、農林水産省が実施している和食を海外に普及させる取り組みの一環で、外国人留学生（調理師）の受け入れをしている懐石料理屋さんなのですが、そこのご主人に和食の定義を聞いてみても、はっきりしたことは分かりませんでした。そこで、農林水産省のホームページを見てみたところ、無形文化遺産に登録された「和食－日本人の伝統的な食文化」とは、「自然を尊ぶ」という日本人の気質に基づいた食に関する慣わしをいうのだそうです。さらに、和食の特徴として、以下の4点が挙げられていました。

- ① 多様で新鮮な食材とその持ち味の尊重
 - ② 健康的な食生活を支える栄養バランス
 - ③ 自然の美しさや季節の移ろいの表現
 - ④ 正月などの年中行事との密接な関わり
- つまり、「何が和食か」ということはなく、「食に関する慣わし」であり、「正月のおせち料理を食べるという文化」「おめでたいときに赤飯を食べる文化」「人をもてなすときに懐石料理を出す文化」「ひな祭りにちらし寿司を食べる文化」ということのように。

自然の恵みである食を分け合い、食の時間を共にすることで、家族や地域の絆を深めてきたのが「慣わしとしての和食」。そういえば、私たちのテーブルの横には、年に1回、息子夫婦と孫と一緒にここで食事している、と嬉しそうに話しているおじいちゃんがありました。まさにこれが、「慣わしとしての和食」なのでしょうね。



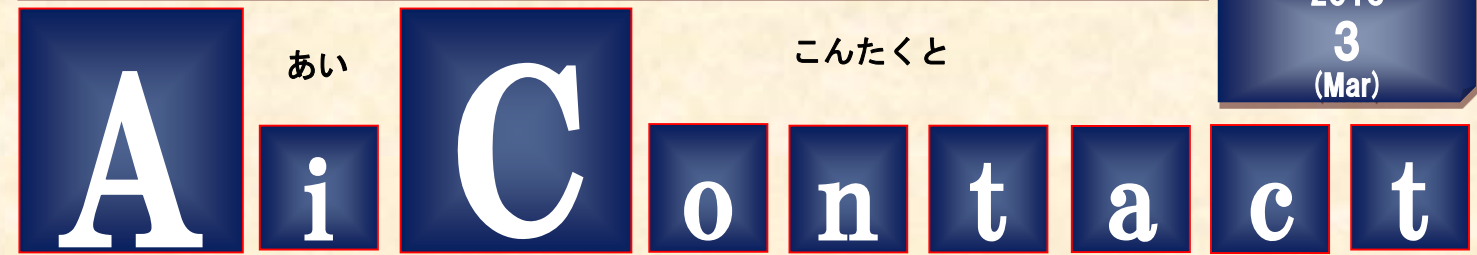
Member's Voice 「待乳山聖天で根深汁を思う」 角田

台東区浅草にある「待乳山聖天」の登り口に、「池波正太郎生誕の地」の碑があります。池波正太郎は、「鬼平犯科帳」や「剣客商売」「仕掛人・藤枝梅安」などといった、人気の歴史小説を書いたことで有名ですが、食通としても知られています。「白魚の卵とじ」「餡かけ豆腐」「軍鶏鍋」など、池波作品の中に出てくる料理はどれも美味しそうで、物語に夢中になりながらも空腹に悩まされてしまうほどです。なかでも私のお気に入り、は、「剣客商売」にたびたび出てくる「根深汁」。ねぎをぶつ切りにして入れただけのお味噌汁なのですが、寒い日には、あつあつの根深汁が恋しくなります。

ちなみに、待乳山聖天は、大根がお供えされているとてもユニークなお寺で、境内には、大根のモチーフがあちこちに飾られています。今度は、無償に大根鍋が食べたくなりました。



2016
3
(Mar)



【今月号のLINE UP】

- ・ <特集> 改正障害者雇用促進法の概要
- ・ ネコでもわかる人事労務基礎講座
- ・ 経営者のための「9つの力」「リーダーシップカ③」
- ・ カレンダー探訪記「3月19日『ミュージックの日』」
- ・ ぶらりゆらり大人の休日「和食」
- ・ Member's Voice 「待乳山聖天で根深汁を思う」

下田・河津桜（2016.2.21）

桜のなかでは、日本で一番早く咲く種類といわれる河津桜が満開の時期を迎えました。これから寒桜や染井吉野など、つぎつぎと桜の花が咲きはじめ、私たちを春へと誘ってくれることでしょう。まだまだ寒さが続きますが、外にでるのが楽しい季節がやってきました。

AI See You

私たちは、企業と人財の発展を見守り、適切なアドバイス&サポートで、お客さまのリクエストにお応えいたします



社会保険労務士法人 相事務所 相行政書士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-54-1 石井ビル4階

Phone 03-3320-7351 / Fax 03-3320-7352

URL <http://www.sr-aijimusho.co.jp> / Email info@sr-aijimusho.co.jp

改正障害者雇用促進法は平成25年6月に可決成立、公布され、平成28年4月1日より施行されます。人口減少時代を本格的に迎えるなか障害者雇用の問題は避けて通ることはできません。「障害者に対する差別の禁止」規定を柱とする改正や障害者雇用納付金制度の対象事業主拡大等の変更が実施されます。そこで今月号ではその概要を採りあげたいと思います。

●改正事項の内容

今回の改正は、国連採択の「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた対応として措置がなされました。その概要は次のとおりで施行日は①～③が平成28年4月1日、④が平成30年4月1日、⑤は平成25年6月19日（公布と同時に施行）となります。

- ① **障害者に対する差別の禁止**
雇用の分野における障害を理由とする差別的取り扱いを禁止する
- ② **合理的配慮の提供義務**
障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付ける
- ③ **苦情処理・紛争解決援助**
①・②にかかる雇用する障害者からの苦情を自主的に解決することを努力義務化
- ④ **法定雇用率の算定基礎の見直し**
法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える(一部経過措置あり)
- ⑤ **その他**
障害者の範囲の明確化等

●「障害者に対する差別の禁止」と「合理的配慮の提供義務」

実際の職場で対応が必要なのは「障害者の差別の禁止」と「合理的配慮の提供義務」になってくるものと考えられます。厚生労働省ではそれぞれ次のようなケースを例示しています。

障害者に対する差別の禁止

募集・採用の機会	身体障害者、知的障害者、精神障害者、車いすの利用、人工呼吸器の使用などを理由として採用を拒否すること 等
賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用等	障害者であることを理由として、以下のような不当な差別的取扱いを行うこと <ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金を引き下げること、低い賃金を設定すること、昇給させないこと ・ 研修、現場実習をうけさせないこと ・ 食堂や休憩室の利用を認めない 等

合理的配慮の提供義務

募集・採用の配慮	問題用紙を点訳・音訳すること、試験などで拡大読書器を利用できるようにすること、試験の回答時間を延長すること、回答方法を工夫すること 等
施設の整備、援助を行う者の配置など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車いすを利用する方に合わせて、机や作業台の高さを調整すること ・ 文字だけでなく口頭での説明を行うこと、口頭だけでなくわかりやすい文書・絵図を用いて説明すること、筆談ができるようにすること ・ 手話通訳者、要約筆記者を配置・派遣すること、雇用主との間で調整する相談員を置くこと ・ 通勤時のラッシュを避けるため勤務時間を変更すること 等

●問答有用Q&A 【Q】法定雇用率の算定基礎の見直しにかかる経過措置とはどのようなものですか？

法定雇用率の算定は、障害者雇用納付金制度に関わる部分であり、4月より101人以上の会社に対象が拡大されるため関心が集まるどころです。

障害者雇用率とは雇用する常用労働者を分母、障害者を分子としたときの比率をいいます。身体障害者と知的障害者に加え、平成30年4月1日から精神障害者も含めるようになります。

障害者雇用率が法定雇用率に達していないと納付金を納めることとなります。現在民間の法定雇用率は2.0%で、改正により引き上げる予定ですが、精神障害者増加分をそのまま引き上げてしまうと企業の雇用負担が重くなります。そこで施行日から5年間は精神障害者を含めた場合と除いた場合との間で法定雇用率を設定する経過措置がとられることになっています。



登場人物



おじいさん⇒元社労士事務所の代表。現在は息子に事務所を任せてのんびりと年金生活を送っている。



シロ(猫)⇒昔、河原に捨てられているところをおじいさんに拾われて以来なついてしまった。キャットフードを扱う会社に入社し、恩返しすべく日々奮闘中。

●サラリーマン哀歌 ～偽りの仮面を脱ぎ捨てろ！！～

タマ「(ガラッ) こんにちはー、シロ君いますか？」
 おじ「おおっ！久しぶりじゃのう、タマ！しばらく見ないうちにまた大きくなったんじゃないのか！？」
 タマ「ご無沙汰しています。実はちょっとシロ君に折り入ってご相談がありまして…もしおじいさんもお時間があれば一緒に欲しいんですが…」
 おじ「ふ〜む…いつも明るいタマがこんなに深刻そうな顔をするなんて…ただごとじゃなさそうじゃな…まあまあ、とりあえず上がりなさい。シロや〜！タマが来ておるぞ〜！！」
 シロ「はーい！おっ！久しぶりタマ！聞いたよ〜干しマタタビを扱う貿易会社に就職したんだって？すごいよな〜この前の集会でもタマのその話で持ちきりだったよ！」
 タマ「そのことなんだけど…実は…昨日会社辞めたんだ…」
 シロ「え` ヌッ…もう辞めちゃったの!？」
 タマ「2週間くらい前に入社したばかりなのに…」
 タマ「まあね…シロには悪いけど、怠け者の猫が、集団に属して組織のために必死で働くこと自体がそもその間違いなんだよ…労働なんてものは犬に任しておけばいいんだ…」
 シロ「確かに今の時代どこの企業も猫より犬が優先して採用されるよね。会社に対する忠誠心が強くて勤勉だし。」
 タマ「そう。だからこの2週間、本音を隠して犬のフリをしてたんだよ。やっと入れた会社だし…猫丸出しにするとすぐ放り出されるからね…だけど日に日に自分が本来猫であるこ

とを忘れていくのが怖くなってね…犬の仮面を捨てることにしたんだ。残念だけどまた自由気ままなフリーターに戻るよ。」
 おじ「ふ〜む…猫には猫の事情があるんじゃないのう…」
 タマ「そこで相談というのは2/11に就職して、2/14に退職したんだけど社会保険料が丸1か月分引かれてるみたいなんだよ…月の途中で退職した場合は日割り計算になるんじゃないのかな？」
 シロ「社会保険料は『月』単位で計算するんだ。だから月の途中で入社しても1か月分の社会保険料がかかるし、入社した月に退職した場合も1か月分の社会保険料がかかるんだよ。」
 おじ「しかし最近法律の改正があって、入社した月に退職する同月得喪の場合、厚生年金保険料は取らなくてよいことになったのじゃ。ただ年金事務所の事務的な都合で、一旦は同月得喪した人の1か月分の厚生年金保険料を加味した納入告知書が会社に届いてしまうが、追って年金事務所から会社宛に還付の申立書が届くのじゃ。タマの場合、間違えて1か月分厚生年金保険料を取られているので会社に確認してみるといいじゃろう。」
 シロ「つまり同月得喪の場合、健康保険料(介護保険料も)は、1か月分かかるけど、厚生年金保険料はかからないんだよ。」
 タマ「へえ〜なるほど！おっと、そろそろ時間だ…サザエさんも始まるし、このへんで失礼するよ。それにしてもシロは猫にしては働き者だよなあ…当分は今の会社で頑張るのかい？」
 シロ「おじいさんに恩返ししないといけないし…ミーゴもいるしね…もうしばらく会社の犬として働くよ…ワンワン！」

経営者のための「9つの力」

福島

会社の成長戦略を進めていく中で、これだけはおさえておくと、きっと社長の力になれる！というものをピックアップしていきます。ぜひ、貴社のスタイルと照らし合わせてみてください。

●リーダーシップカ③ 「承認というキーワード」

リーダーが仕事を任せた後、部下のフォローも大切です。一方通行で指示を出しっぱなし、放置しっぱなしという状況があってははいけません。毎日とは言わないまでも、適切なフィードバックが必要になってきます。それによって、部下は見てくれているという安心感が生まれます。

あるテレビコマーシャルで、女性上司にプレゼン資料の確認を依頼した際、書類も見ずに任せたという上司に対して、何も見てないじゃないですかと食いつく部下がいます。でも上司は、がんばっていた姿をみれば、たとえそれが躓いたとしても信頼しているという暗黙のメッセージを見せるシーンでした。

とてもかっこいいですね。コマーシャルであったとしても、現実としてあってもおかしくない話だと思います。ここまで信頼をおける上司と部下の関係性はとても強固な結びつきを得ることでしょう。

この背景には「承認」というキーワードがあります。常に部下のことを見ているよというメッセージを上司は発信する。それが、仕事の成果につながりモチベーションのアップにもつながります。さらに広い視点で見ると、メンタルヘルスの向上、離職率の抑制、不祥事も起こりにくくなるという研究結果もあります。

人は誰しも認められたいという承認欲求を持っていますが、日本人はそれを表に出すことが上手ではない人種と言われています。もちろんほめる方も慣れていないという現実があります。

一言声をかけることで自己肯定感(自尊心)、自己効力感(有能感)を満たし、大きな成果が現れる「承認」という行為。

適切なフィードバックとともに、これから見直す価値はあると考えています。